

群馬県情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（平成28年群馬県条例第25号）

資料5

現 行	改 正 後
<p>第10条 次に掲げる事項について調査審議し、又は実施機関に意見を述べるため、群馬県情報公開審議会（以下「情報公開審議会」という。）を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他情報公開に関し、実施機関から諮問を受けた事項（<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに関する</u>ことを除く。）</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第10条 次に掲げる事項について調査審議し、又は実施機関に意見を述べるため、群馬県情報公開審議会（以下「情報公開審議会」という。）を置く。</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) その他情報公開に関し、実施機関から諮問を受けた事項（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(非開示情報)</p> <p>第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該公文書を開示してはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当</p>	<p>(非開示情報)</p> <p>第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該公文書を開示してはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当</p>

<p>該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分 (3)～(6) (略)</p>	<p>該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分 (3)～(6) (略)</p>
<p>(公社に対する異議申立て) 第25条の2 公社がした開示決定等又は公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公社に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができる。</p>	<p>(公社に対する審査請求) 第25条の2 公社がした開示決定等又は公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、公社に対し、審査請求 _____をすることができる。</p>
<p>第25条の3 【追加】</p>	<p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外) 第25条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項に規定する審理手続を行う者を指名しないものとする。</p>
<p>(審査会への諮問) 第26条 開示決定等 _____ について行政不服審査法に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、群馬県公文書開示審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第28条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p>	<p>(審査会への諮問) 第26条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求 _____ があったときは、当該審査請求 に対する裁決 _____ をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、群馬県公文書開示審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求 _____ が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決 _____ で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求 _____ に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。</p>
<p>(諮問をした旨の通知) 第27条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人 _____</p> <p>(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p>	<p>(諮問をした旨の通知) 第27条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p>

<p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る<u>開示決定等</u>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p>
<p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続) 第28条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決又は決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る<u>開示決定等</u>を<u>変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続) 第28条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る<u>開示決定等</u>（<u>開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。</u>）を<u>変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
<p>(群馬県公文書開示審査会) 第29条 第26条の規定による諮問に応じ<u>不服申立て</u>について調査審議するため、群馬県公文書開示審査会（以下「<u>審査会</u>」という。）を置く。 2～6 （略）</p>	<p>(群馬県公文書開示審査会) 第29条 第26条の規定による諮問に応じ<u>審査請求</u>について調査審議するため、群馬県公文書開示審査会（以下「<u>審査会</u>」という。）を置く。 2～6 （略）</p>
<p>(審査会の調査権限) 第30条 （略） 2・3 （略） 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問庁（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者</u>にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>(審査会の調査権限) 第30条 （略） 2・3 （略） 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問庁（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者</u>にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>
<p>(意見の陳述) 第31条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>(意見の陳述) 第31条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>
<p>(意見書等の提出) 第32条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の</p>	<p>(意見書等の提出) 第32条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の</p>

<p>期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>
<p>(提出資料の閲覧) 第33条 <u>【追加】</u></p> <p><u>不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧</u> _____ を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 <u>【追加】</u></p> <p>4 <u>【追加】</u></p>	<p>(提出資料の写しの送付等) 第33条 <u>審査会は、第30条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p>3 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p>
<p>(答申書の送付等) 第35条 <u>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p>	<p>(答申書の送付等) 第35条 <u>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p>
<p><u>【追加】</u></p>	<p><u>附 則（平成28年群馬県条例第25号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条第2号ハの改正規定は、公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>この条例による改正後の群馬県情報公開条例（第14条第2号ハの規定を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる開示決定等の処分（以下「処分」という。）又は</u></p>

施行日以後にされる開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた処分又は施行日前にされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。